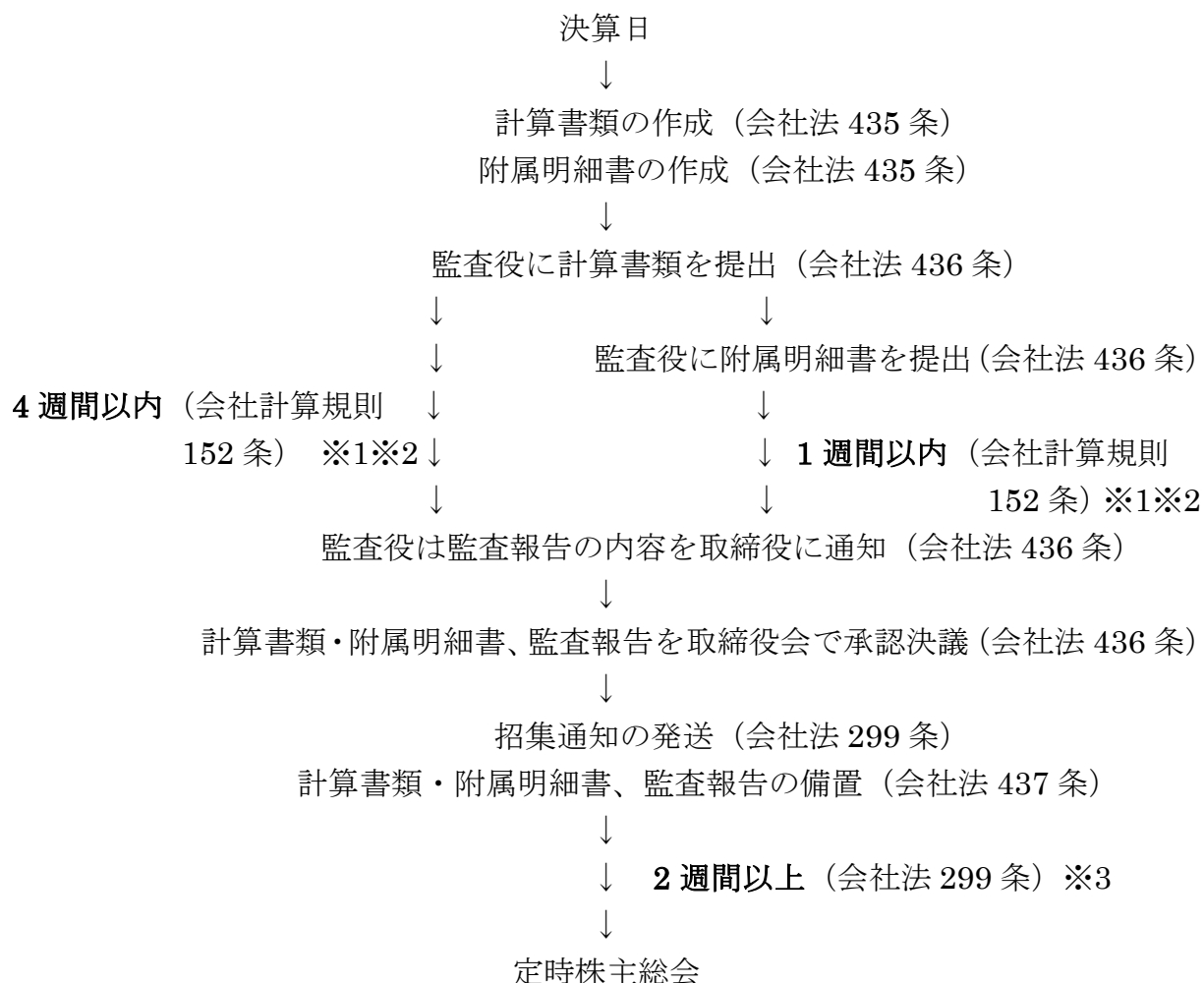


定時株主総会開催までのスケジュール



※1 監査役が計算書類の全てを受領した日から 4 週間を経過した日と附属明細書を受領した日から 1 週間を経過した日のいずれか遅い日までです。

※2 監査役と取締役の合意により期間を長くすることも、短くすることもできます。

※3 株主全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができます。